

ヘルパーステーション信夫の里 利用料金表

訪問介護（要介護認定を受けられた方が対象）

	区分	単位数	利用料
身体介護	20分未満	166単位	1,660円
	20分以上30分未満	249単位	2,490円
	30分以上1時間未満	395単位	3,950円
	1時間以上	577単位	5,770円
	564単位数に30分を増すごとに	83単位	830円
生活援助	20分以上45分未満	182単位	1,820円
	45分以上	224単位	2,240円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上45分未満	66単位	660円
	45分以上70分未満	132単位	1,320円
	70分以上限度とする	198単位	1,980円

予防訪問介護（要支援認定を受けられた方、または介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の対象となられた方が対象）

要支援度	利用回数	単位数	利用料（月）
要支援1・2	週1回程度	1,172単位	11,720円
要支援1・2	週2回程度	2,342単位	23,420円
要支援2	週3回程度	3,715単位	37,150円

加算

加算内容/単位	利用料	算定基準（算定回数）
初回加算 /200単位	2,000円	新規にサービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施したサービスと同月内に、サービス提供責任者が、自らサービスを行う場合又は他の訪問介護員等がサービスを行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。（初回のみ）
緊急時訪問介護加算 /100単位	1,000円	利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない身体介護サービスを行った場合に加算をいただきます。（1回の要請に対して1回）
生活機能向上連携加算 /100単位/月	1,000円	利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合に加算をいただきます。
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%	研修や会議を定期的に行っていることやすべての訪問介護員に対し健康診断を定期的に行っている等の体制要件、訪問介護員等

		の総数のうち国家資格取得者が3割以上、サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有している等、サービスの質の高い事業所に認められる加算です。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の総利用単位数の 13.7%	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	月の総利用単位数の 6.3%	経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに介護職員の確保・定着につなげていく加算です。

※ 利用の負担割合については、お手元の介護保険負担割合証又は、自治体が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」により発行される負担割合証の割合となります。給付対象外のサービス利用料金は、全額自己負担となります。

又、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

※ 手続きなどにより、利用者の負担割合が確定しない場合には、サービス利用料金の全額を一時お支払いいただく場合があります。負担割合の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険等より払い戻されます（償還払い）。また、居宅介護サービス計画が、作成されていない場合も償還払いとなります。このような場合は、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）により1人の訪問介護員による介護が困難である為、2人の訪問介護員でサービスを実施した場合は、2倍の料金をいただきます。

基本料金に対しての割増加算

早朝（6時～8時）	25%増し
夜間（18時～22時）	25%増し
深夜（22時～6時）	50%増し

その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。	
キャンセル料金	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
	前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
	前日の午後5時以降にご連絡いただいた場合	介護：利用料の50%
		予防：利用者負担相当額
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	